解散公告

当社は、平成二十四年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

兵庫県神戸市北区大原一丁目一〇番地の一五

有限会社永川電気工事

清算人　永川壽美江

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

岡山県笠岡市旭が丘一〇七番地

株式会社福助興業

代表清算人　吉岡　敏正

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

広島県尾道市向島町一六〇五八番地の一九

有限会社村久木建設

清算人　村久木政文

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

北九州市小倉南区沼本町二丁目一番二二号

有限会社サンウエイ

清算人　井上　幸治

解散公告

当社は、平成二十四年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

福岡県古賀市花見東五丁目一七番六―一〇〇一号

株式会社Ｂｌａｎｃｈｅ

代表清算人　中村　隆象

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

福岡市中央区大名二丁目四番二二号

有限会社島原南風楼

清算人　新宮　浩平

解散公告

当社は、平成二十四年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

福岡市博多区上川端町一二番二〇号

有限会社ＦＣＰ

清算人　林田　東大

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

熊本県荒尾市荒尾上西田九一八番地

株式会社ニホン工芸

代表清算人　北川　和夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

鹿児島県姶良市脇元六六八番地

有限会社永松

清算人　永松すみ子

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十四年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

愛知県豊田市花沢町ヲチ合三八の八〇

認可地縁団体花沢団地会

清算人　野口　努

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年八月二十七日付長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

長崎県大村市雄ヶ原町一七六七番地三三

清算法人雄ヶ原土地改良区

代表清算人　池田　博晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

沖縄県中頭郡北中城村字島袋六〇一番地一〇

医療法人友和会

清算人　友利　秀彰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

東京都練馬区石神井町二丁目三二番八号一

医療法人社団ミレニア会

清算人　結城　善彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二十七日開催の臨時社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十四年八月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

滋賀県草津市南笠東三丁目一六番二七号

医療法人社団滋賀愛心会

清算人　徳田　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日大阪府の認定を得て目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

大阪府高槻市高槻町五番四号大阪服飾造形専門学校内

準学校法人西本学園

清算人　北畑　瑞穂

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

広島県庄原市本村町五七七番地の一

財団法人共栄会

代表清算人　小野寺信一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日

徳島県海部郡美波町赤松字寺野二〇四番地

財団法人赤松文化振興会

代表清算人　谷﨑　茂一

配当公告

福井県鯖江市神中町二丁目四号二〇番地

破産者　吉崎メガネ株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十三年（フ第一二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇八、五八二、八〇一円

（うち優先債権　金〇円）

一、配当することのできる金額

金六三、八七八、五三五円

平成二十四年九月二十日

福井市春山二丁目二番一六号前波法律事務所

破産管財人　前波　裕司